

11月・12月は

税の滞納整理強化月間

問合せ先 税務課収納係(窓口⑦) ☎22218

下田市を含め県内の全市町は、期限内に納税している方の公平性を確保するため、11月から12月までを「**滞納整理強化月間**」として、県と連携し徴収の強化に取り組んでいます。

**税は納期限までの納付を
お願いします**

今年度は、特に個人住民税の現年度分滞納者に対して差押えを強化して行います。

催告をしても納付がない場合には、財産調査を行い、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差押えを実施してまいります。

納付がお済みでない方は、早めに納付してください。

**お困りの際は
相談してください**

納期限までの納付をお願いしているところですが、失業や病気など、やむを得ない事情がある場合にはお早めに税務課収納係へご相談ください。

夜間相談窓口を開設します



納税相談のほか、市税などの納付もできます。
ぜひご利用ください。

期間 12月5日(月)～9日(金)

場所 税務課収納係(窓口⑦) 19時30分まで

納付は便利な口座振替で



納付には、納め忘れを防ぐ口座振替が便利です。お申込みは税務課または市内金融機関にある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。
また、コンビニ納付も開始しておりますので、ぜひご利用ください。

使用条件	小	器具の効果			大
単独使用	ストッパー式 マット式	ポール式	L型金具(スライド式) ベルト式 チェーン式	L型金具(上向き取付け) プレート式	L型金具(下向き取付け) 家具、壁面や器具に十分な強度が必要
組合せ使用		ポール式+ストッパー式	ポール式+マット式		

～家具等転倒防止器具の一例と効果～

防災 かわら版

問合せ先 地域防災課防災係
(窓口⑩) ☎4145

家具等転倒防止促進事業補助金の申請受付を開始しました

地震による住宅内の家具転倒から身体の安全を確保し、安全な避難行動につなげることを目的に、家具等転倒防止器具の購入費補助制度を開始しました。

対象者

- ① 市内に住所を有する方
- ② 転倒防止器具を取り付ける住宅、併用住宅の所有者又は居住者

※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているもの
補助対象経費・対象者が自ら家具等の転倒防止器具を取り付ける場合の購入費・対象者が家具等の転倒防止器具の取付けを業者に依頼する場合の事業費(転倒防止器具の購入費を含む)

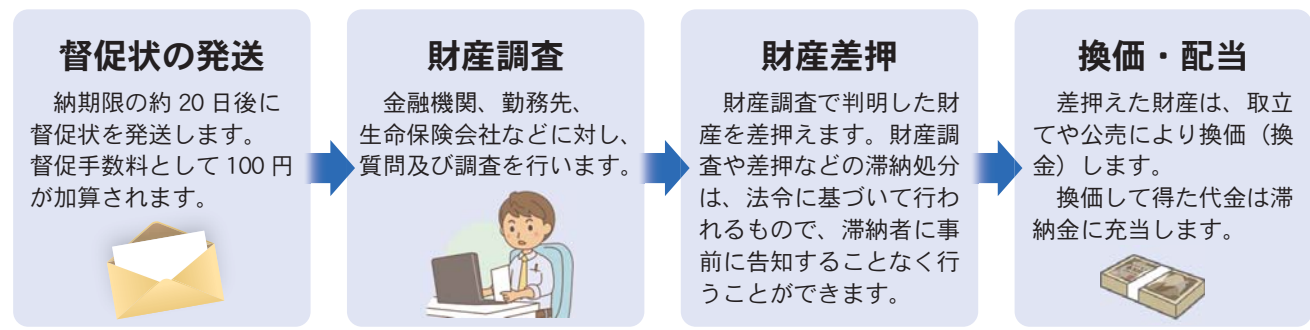
補助額 補助対象経費の2分の1以内(補助額の1,000円未満は切り捨て)
※ただし、平成30年度までは10分の10の補助が出ます。

補助上限額
○自分で転倒防止器具を取り付ける場合の購入費 10,000円

○転倒防止器具の取付けを事業者依頼する場合の事業費 20,000円

※転倒防止器具に係る費用として1万円、取付けに係る費用として1万円の上限となります(2万円の転倒防止器具の全額補助はできません)。

～滞納処分の流れ～



～補助金の計算例～

自分で取付ける場合	① 器具の費用 7,800円	補助額 10,000円
② 器具の費用 7,000円	補助額 9,800円	
① 器具の費用 7,800円	補助額 13,000円	
② 器具の費用 9,800円	補助額 19,000円	

(それぞれの補助の上限額が1万円のため、器具の費用3千円は自己負担)

申請方法
申請書に必要な事項を記入、押印の上、申請書に記載されている関係書類と一緒に地域防災課へ提出してください。
購入前に手続が必要ですのでご注意ください。申請書は地域防災課窓口及び市ホームページにあります。

下田市国民健康保険に加入している30歳から75歳未満の皆さまへ 人間ドック受診費用を 助成します

- 助成対象者 30歳から75歳未満の下田市国民健康保険被保険者で次の条件を満たす方が対象です。
- ① 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方
 - ② 人間ドックを受診する日において、年齢が30歳以上75歳未満の方
 - ③ 今年度、人間ドック助成事業の助成を受けていない方
 - ④ 職場等で人間ドック等を受診する機会がない方
 - ⑤ 人間ドックの受診結果を市が行う保健事業に活用することに同意する方
 - ⑥ 今年度、特定健診を受診していない方
- 助成額 健診費用の7割相当額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)
- ※ただし、上限額は、1人につき25,000円
- 受診までの流れ
必ず受診前に国保年金係窓口で申請してください。
必要書類 保険証、印鑑
申請内容を審査し、助成券を交付します(発行するのに1週間程度かかります)。
「指定健診機関」で受診した場合、助成券を提出すると、その場であらかじめ健診費用から助成額分が差し引かれた金額での支払いとなります。
指定健診機関
・下田メデイカルセンター ☎252525
・しらはまクリニク ☎273700
・伊豆今井浜病院 ☎341123
・かとうクリニク ☎342717
その他の県内健診機関で受診した場合、健診費用を一旦全額支払った後、受診日から40日以内に、国保年金係で手続をしてください。
必要書類 助成券、健診結果、質問票、領収書、印鑑、振込先のわかるもの
以上の書類を提出後、審査の後に助成金を支給します。
申込・問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

助け合い、 支えあう 「年金」って とっても大事

～社会保険料控除について～

こんなところで有利な
国民年金

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納めた保険料の全額です。
過去の年度分や追納した保険料も含まれます。
また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

11月上旬に
社会保険料控除証明書が
届きます

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書、又は領収証書を添付してください(平成28年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます)。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。
そのためにも、保険料は納め忘れないようしっかりと納めましょう。
問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922